

令和3年度

総社市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

総社市監査委員



総 監 第 27 号  
令和4年8月25日

総社市長 片岡 聡 一 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 頓 宮 美 津 子

令和3年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率にかかる算定基礎書類を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1

### ○審査の概要・意見

1 健全化判断比率	1
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
(1) 法適用企業	8
(2) 法非適用企業	9
3 審査の意見	10

### (参考)

1 健全化判断比率等の算定対象	11
2 早期健全化基準，財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について	12

### (注)

- 文中に用いた金額は，原則として千円単位で表示した。
- 文中の比率及び数値は，表示単位未満を四捨五入した。
- 文中に用いたポイントは，パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 各表中の符号の用法は，次のとおりである。  
「－」 . . . . . 該当数値がないもの，算出不能又は無意味なもの  
「0.0」 . . . . . 該当数値はあるが，単位未満のもの  
「△」 . . . . . 負数又は減数

# 令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 令和3年度 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和3年度 資金不足比率

## 第2 審査の期間

令和4年7月25日から令和4年8月17日まで

## 第3 審査の方法

市長から送付を受けた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に準拠して適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかなどを中心に、関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認められた。

## ○審査の概要・意見

### 1 健全化判断比率

本市の健全化判断比率の状況は次のとおりであり、いずれも国の示す基準において、財政の健全段階の範囲内であると認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないため、また将来負担比率については、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、「－」で表示した。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	12.63	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.63	30.0
実 質 公 債 費 比 率	7.2	7.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－	14.7	350.0	

比率ごとの状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模と比較し、財政運営の深刻度を示すものである。

なお、この比率は、これまで使われている実質収支比率と同じものである。

<算式>	$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	--

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり「-」と表示した。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	-	12.63

次表のとおり、本市の実質収支額は、1,876,375千円の黒字で、前年度に比べ996,095千円の増加となっている。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ 10.84%となり、前年度に比べ 5.45 ポイント上昇している。

(実質収支額等)

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一般会計	1,876,375	880,280	996,095	113.2
合計 A	1,876,375	880,280	996,095	113.2
標準財政規模 B	17,297,437	16,321,902	975,535	6.0
<参考> 実質収支が黒字の場合の比率 A/B	10.84	5.39	5.45	101.1

(注) 実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額

※標準財政規模について

標準財政規模は通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額となり、本市の場合は次のとおりである。

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	
標準財政規模	17,297,437	16,321,902	975,535	6.0	
内 訳	標準税収入額等	9,908,771	10,302,084	△393,313	△3.8
	普通交付税額	6,256,790	5,224,180	1,032,610	19.8
	臨時財政対策債発行可能額	1,131,876	795,638	336,238	42.3

標準財政規模は 17,297,437 千円で、前年度に比べ 975,535 千円増加している。

これは、標準税収入額等が減少したものの、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことによるものである。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)の実質赤字額(公営企業会計においては資金不足額)の合計額を標準財政規模と比較するもので、会計間での赤字の調整を捉え、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

<算式>	$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計等の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	---

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり「-」と表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	早期健全化基準
連結実質赤字比率	-	-	-	17.63

次表のとおり、本市の連結実質収支額は、4,102,848千円の黒字で、前年度に比べ1,494,207千円増加している。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ23.72%となり、前年度に比べ7.74ポイント上昇している。

(実質収支額・資金不足額(又は剰余額))

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	
一般会計等		1,876,375	880,280	996,095	113.2	
特別会計 のうち公 営企業以 外の会計	国民健康保険	196,392	253,461	△57,069	△22.5	
	後期高齢者医療	684	2,830	△2,146	△75.8	
	介護保険	207,777	34,113	173,664	509.1	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水道事業	1,435,807	1,235,999	199,808	16.2
		工業用水道事業	174,265	153,738	20,527	13.4
		下水道事業	211,543	48,212	163,331	338.8
	法 非 適 用	農業集落排水事業費	-	-	-	-
		公共下水道事業費	-	-	-	-
		国民宿舎事業費	5	8	△3	△37.5
合 計 A		4,102,848	2,608,641	1,494,207	57.3	
標準財政規模 B		17,297,437	16,321,902	975,535	6.0	
<参考> 連結実質収支等が黒字の場合の比率 A/B		23.72	15.98	7.74	48.4	

- (注) 1 一般会計・特別会計の実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額  
 2 公営企業会計の資金不足額(又は剰余額) = 資金不足比率に算入する資金不足額と同額  
 3 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模と比較し、地方公共団体の借金返済の負担度を示すものである。算定の対象は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)に加え、一部事務組合等に係る負担も含まれる。

<算式>	$\text{実質公債費比率} = \frac{A + B - C - D}{\text{標準財政規模} - D}$	の3箇年の平均						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">A : 元利償還金</td> <td style="padding: 2px 10px;">B : 準元利償還金</td> <td style="padding: 2px 10px;">C : 特定財源</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px 10px;">D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> </table>			A : 元利償還金	B : 準元利償還金	C : 特定財源	D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
A : 元利償還金	B : 準元利償還金	C : 特定財源						
D : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								

比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
実質公債費比率(3箇年の平均)	7.2	7.4	8.2	25.0
<参考>実質公債費比率(単年度)	7.5	6.9	7.4	—

実質公債費比率は7.2%で、前年度に比べ0.2ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、単年度の比率で見ると当年度は7.5%であるが、前年度に比べ0.6ポイント上昇している。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減 額 (R3←R2)	令和元年度
A 元利償還金 (一般会計等の公債費で、繰上償還額等は除く。)	2,684,936	2,683,793	1,143	2,713,188
B 準元利償還金 (主として公営企業会計等における元利償還に対する一般会計からの繰出金や将来の支払を約束した債務負担行為)	944,582	1,011,549	△66,967	1,042,773
水道事業会計	93,733	83,292	10,441	91,448
下水道事業会計	666,133	668,466	△2,333	—
農業集落排水事業費特別会計	—	—	—	133,071
公共下水道事業費特別会計	—	—	—	573,806
国民宿舎事業費特別会計	41,867	43,353	△1,486	18,138
一部事務組合への負担金等	77,182	142,506	△65,324	144,574
公債費に準ずる債務負担行為	65,667	73,932	△8,265	81,736
一時借入金の利子	0	0	0	0



<b>C 特定財源 (公債費に充当されているもの)</b>	<b>324,975</b>	<b>470,423</b>	<b>△145,448</b>	<b>446,174</b>
国・県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	9,522	45,582	△36,060	45,909
都市計画事業の財源として発行した地方債の償還金に充当した都市計画税	315,453	424,841	△109,388	400,265
<b>D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額</b>	<b>2,163,316</b>	<b>2,253,701</b>	<b>△90,385</b>	<b>2,313,857</b>
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	1,553,555	1,543,791	9,764	1,490,332
基準財政需要額に算入された公債費 (事業費補正分) (注2)	522,279	619,401	△97,122	731,240
基準財政需要額に算入された元利償還金 (密度補正分) (注3)	87,482	90,509	△3,027	92,285
<b>標準財政規模</b>	<b>17,297,437</b>	<b>16,321,902</b>	<b>975,535</b>	<b>15,716,548</b>
分子 (A+B-C-D)	1,141,227	971,218	170,009	995,930
分母 (標準財政規模-D)	15,134,121	14,068,201	1,065,920	13,402,691
実質公債費比率 (単年度)	7.5	6.9	0.6	7.4

- (注) 1 主なものは、臨時財政対策債や合併特例債である。  
2 主なものは、下水道費や道路橋りょう費の市債償還金である。  
3 主なものは、一般会計出資債や簡易水道事業債償還金である。  
4 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

A元利償還金は、前年度に比べ1,143千円増加している。これは主として、過去の事業に用いた地方債の償還額が増加したことによるものである。

B準元利償還金は、前年度に比べ66,967千円減少している。これは主として、一部事務組合への負担金等が減少したことによるものである。

C元利償還金から控除される特定財源は、前年度に比べ145,448千円減少している。これは主として、都市計画事業関連の公債費等が減少したことによるものである。

D元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ90,385千円減少している。これは主として、基準財政需要額に算入された公債費が減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の全会計の地方債残高、債務負担行為予定額及び土地開発公社・公営企業・一部事務組合及び第三セクターの損失補償等も含めた債務で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額を標準財政規模と比較し、将来の財政を圧迫する可能性を示したものである。

<算式>	$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - A}$
	A：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

比率は、次のとおりである。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	早期健全化基準
将来負担比率	－	14.7	－	350.0

令和3年度の将来負担比率は、将来負担額を充当可能な財源が上回っているため「－」で表示した。

参考までに充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める比率は△1.8%である。なお、この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低い。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	
<b>将来負担額</b>	<b>43,078,208</b>	<b>43,319,562</b>	<b>△241,354</b>	<b>△0.6</b>	
内 訳	一般会計等の地方債の現在高	30,585,802	30,750,011	△164,209	△0.5
	債務負担行為に基づく支出予定額	424,690	462,249	△37,559	△8.1
	公営企業債等償還のための繰入見込額	7,753,023	8,011,970	△258,947	△3.2
	組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	151,840	113,217	38,623	34.1
	総社広域環境施設組合	135,397	95,684	39,713	41.5
	岡山県広域水道企業団	16,443	17,533	△1,090	△6.2
	退職手当の負担見込額	4,162,839	3,982,092	180,747	4.5
	設立法人の負債額等の負担見込額	14	23	△9	△39.1
	総社市土地開発公社	0	0	0	－
	制度融資等に係る損失補償 (総社市小口資金)	14	23	△9	△39.1

地方債の償還等に充当可能な財源		43,361,509	41,238,317	2,123,192	5.1
内 訳	充当可能な基金	12,829,144	9,558,002	3,271,142	34.2
	充当可能な特定歳入	3,020,406	3,111,880	△91,474	△2.9
	国庫支出金等	71,352	82,074	△10,722	△13.1
	地方債を財源とする貸付金の償還	33,346	42,868	△9,522	△22.2
	都市計画税	2,915,708	2,986,938	△71,230	△2.4
	その他	0	0	0	—
	地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額	27,511,959	28,568,435	△1,056,476	△3.7
A 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		2,163,316	2,253,701	△90,385	△4.0
標準財政規模		17,297,437	16,321,902	975,535	6.0
分子（将来負担額－充当可能な財源）		△283,301	2,081,245	△2,364,546	△113.6
分母（標準財政規模－A）		15,134,121	14,068,201	1,065,920	7.6
将来負担比率		—	14.7	—	—

将来負担額は43,078,208千円で、前年度に比べ241,354千円減少している。これは主として、公営企業債等償還のための繰入見込額が258,947千円減少したことによるものである。

地方債の償還等に充当可能な財源は43,361,509千円で、前年度に比べ2,123,192千円増加している。これは主として、財政調整基金など充当可能な基金が3,271,142千円増加し、地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額が1,056,476千円減少したことによるものである。

## 2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、本市の資金不足比率の状況は次のとおりで、資金不足を生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲内であると認められた。

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は「－」で表示した。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	
下水道事業会計	－	－	
国民宿舎事業費特別会計	－	－	

※ 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計は公営企業会計へ移行している。

地方公営企業法を適用している法適用企業と適用していない法非適用企業ごとの状況は、次のとおりである。

### (1) 法適用企業

本市の法適用企業は、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の3会計で、この資金不足額は、連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

<算式>	資金不足比率 =	$\frac{\text{資金不足額}\{(A + B - C) - D\}}{\text{事業規模}}$			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>A：流動負債</td> <td>B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高</td> </tr> <tr> <td>C：流動資産</td> <td>D：解消可能資金不足額</td> </tr> </table>		A：流動負債	B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高	C：流動資産
A：流動負債	B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高				
C：流動資産	D：解消可能資金不足額				

(注) 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、資金不足額から控除する一定の額

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足率は「－」で表示した。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	

次表のとおり、水道事業会計は1,435,807千円、工業用水道事業会計は174,265千円、令和2年度から法適用となった下水道事業会計は211,543千円の資金剰余金がそれぞれ生じている。

また、参考までに資金剰余額の比率を求めたところ、水道事業会計は142.9%，工業用水道事業会計は528.8%，下水道事業会計は28.3%となっている。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区分	年度	流動負債 (控除未払金等) A	算入する地方債 現在高 B	流動資産 C	解消可能 資金不足額 D	資金剰余額 E	事業規模 F	<参考> 資金剰余額 の比率 E/F
水道事業 会計	令和3年度	542,750	0	1,978,557	0	1,435,807	1,004,697	142.9
	令和2年度	539,541	0	1,775,540	0	1,235,999	1,024,003	120.7
	増減額	3,209	0	203,017	0	199,808	△19,306	
工業用 水道事業 会計	令和3年度	1,921	0	176,186	0	174,265	32,957	528.8
	令和2年度	1,833	0	155,571	0	153,738	33,000	465.9
	増減額	88	0	20,615	0	20,527	△43	
下水道 事業会計	令和3年度	291,069	0	502,612	0	211,543	746,434	28.3
	令和2年度	541,440	119,400	709,052	0	48,212	809,183	6.0
	増減額	△250,371	△119,400	△206,440	0	163,331	△62,749	

(注) 事業規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

## (2) 法非適用企業

本市の法非適用企業は、国民宿舎事業費特別会計の1会計で、この資金不足額は連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

<算式> 資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足額}\{(A+B-C)-D\}}{\text{事業規模}}$	A：繰上充用額      B：支払繰延額・事業繰越額      C：建設改良費等以外の経費に 充てるために起こした地方債の現在高      D：解消可能資金不足額		
--	--	--	--

- (注) 1 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額  
 (= 形式赤字 + 継続費の定時繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 2 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 3 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 4 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、場合において、資金不足額から控除する一定の額

資金不足額を生じていないため、資金不足比率は「-」で表示した。

区分	令和3年度	令和2年度	前年度対比	経営健全化基準
国民宿舎事業費特別会計	-	-	-	20.0

次表のとおり、国民宿舎事業費特別会計は5千円の資金剰余額が生じている。

また、参考までに資金剰余額の比率を求めたところ、国民宿舎事業費特別会計は0.0014%となっている。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区 分	年 度	繰上 充用額 A	支払繰延額 事業繰越額 B	算入する地 方債現在高 C	解 消 可 能 資 金 不 足 額 D	資 金 剰 余 額 E	事業規模 F	<参 考> 資金剰余額 の 比 率 E/F
国民宿舎 事業費 特別会計	令和3年度	0	0	0	0	5	355,144	0.0014
	令和2年度	0	0	0	0	8	341,272	0.0023
	増減額	0	0	0	0	△3	13,872	

(注) 事業規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

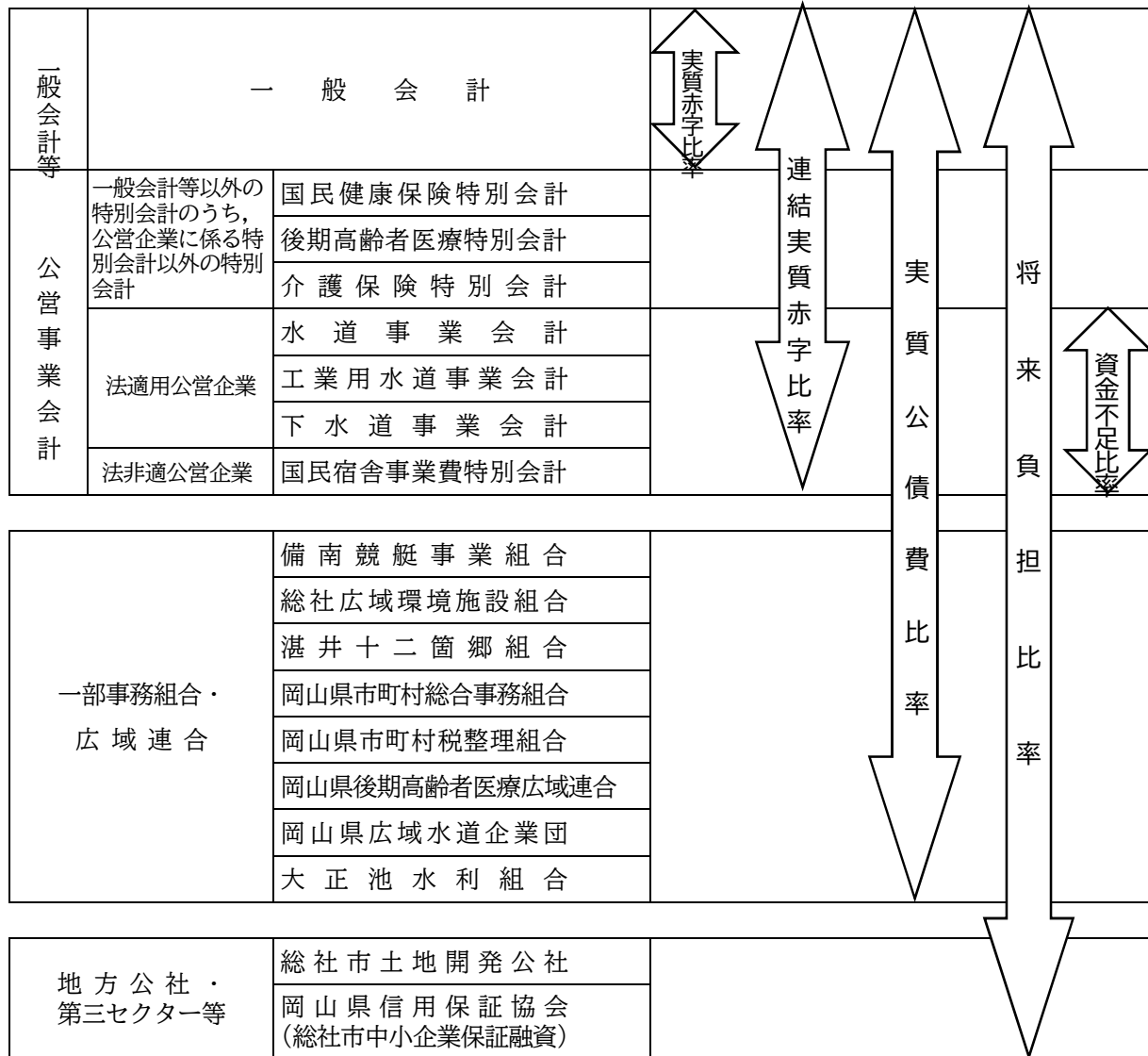
### 3 審査の意見

以上のとおり、本市の財政状態は、健全化判断比率については国の示す早期健全化基準を、また資金不足比率についても経営健全化基準をそれぞれ下回っており、健全段階の範囲内であると認められた。

しかし、本市の歳入面では、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による税収減など一般財源の減少が予測される。一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設等の維持補修費の増加、さらには、市庁舎建設等大型事業の実施に伴う経費や医療体制整備に伴う経費も見込まれるため、事業の見直しや歳入確保に努めるとともに、将来を見据えた健全な長期的財政運営を推進されるよう望むものである。

(参考1)

健全化判断比率等の算定対象



※ 第三セクター等のうち、要件に該当しない団体(債務補償契約を締結していないなど)  
 ・総社市文化振興財団 ・スキーム音楽振興財団 ・そうじゃ地食べ公社

※ 令和2年度から農業集落排水事業費特別会計及び公共下水道事業費特別会計が公営企業会計に移行している。

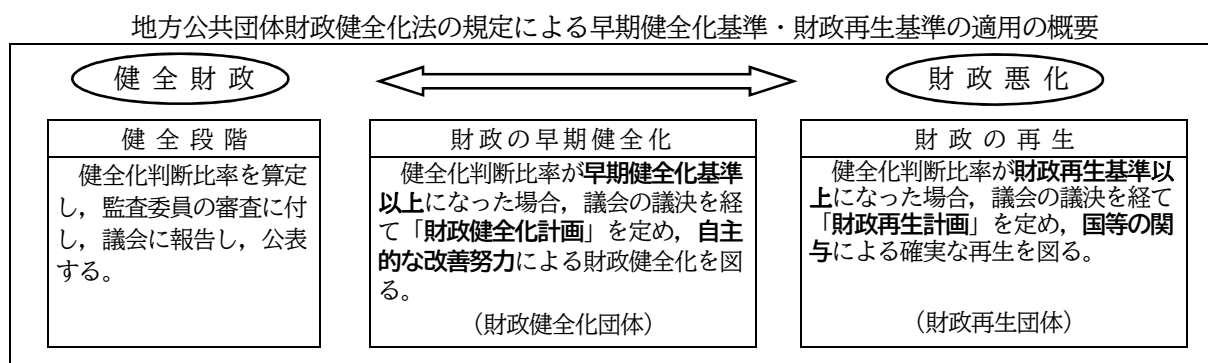
(参考2)

## 早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について

### 1 早期健全化基準、財政再生基準の適用等

#### (1) 早期健全化基準、財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、早期健全化基準と財政再生基準の2段階で悪化をチェックすることが目的である。



#### (2) 早期健全化基準

区 分	早 期 健 全 化 基 準
実 質 赤 字 比 率	地方債協議・許可制度における許可移行基準(市町村 2.5～10%)と財政再生基準(20%)との中間値をとり、市町村は財政規模に応じ 11.25 ～ 15%とされている。 本市の場合は、標準財政規模が 50 億円以上 200 億円未満の団体ということで、算定の結果、基準は 12.63%となる。
連結実質赤字比率	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の基準に 5%を加えた 17.63%となる。
実 質 公 債 費 比 率	地方債協議・許可制度において、一般単独事業の起債が制限される基準である 25.0%とされている。
将 来 負 担 比 率	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村の場合は 350.0%とされている。

#### (3) 財政再生基準

区 分	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している(旧)地方財政再建促進特別措置法の起債制限の基準を用い、市町村は 20.0%とされている。
連結実質赤字比率	実質赤字比率の基準に 10%を加えた 30.0%となる。
実 質 公 債 費 比 率	地方債協議・許可制度において公共事業の起債が制限される基準である 35.0%とされている。
将 来 負 担 比 率	この比率が悪化しても直ちに資金繰りに窮するわけではないので基準は設けられていない。

### 2 経営健全化基準の適用等

#### (1) 経営健全化基準の適用

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、健全化に取り組むことになる。

#### (2) 経営健全化基準

現行の地方債協議・許可制度における許可移行基準を勘案し、20.0%とされている。